

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構  
平成 27 年度 第 3 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 12 月 18 日（金）10：30～12：00
2. 開催場所 スマート会議室（郵政福祉虎ノ門第 2 ビル 1 階）  
東京都港区虎ノ門 2-9-8
3. 出席者  
（理事） 代田 久米雄、田辺 功、藤垣 哲彦、堀内 龍也  
松木 則夫、望月 正隆、安原 真人、山田 勝士  
山本 信夫、吉田 武美  
（監事） 齊藤 勲、三輪 亮寿  
（来賓） 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬情報室 田宮 憲一室長  
（事務局） 清水 亨事務局長、武立 啓子、鈴木 春美
4. 議案（事前配付資料）
  - ・第 1 号議案 G05 一般社団法人イオン・ハピコム人材総合研修機構の認証更新申請に関する件
  - ・第 2 号議案 G16 一般社団法人日本女性薬剤師会の認証更新申請に関する件
  - ・その他 参考資料（1）認定証発給数の推移、（2）医薬・生活衛生局長への要望書：都道府県「薬局機能情報提供制度」における認定薬剤師情報について、（3）研修プロバイダ一年度毎事業概要書の纏め
5. 当日配布資料
  - （1）平成 27 年度第 3 回理事会議事次第
  - （2）公益社団法人薬剤師認定制度認証機構役員名簿
  - （3）平成 26 年薬剤師法改正に関する解説記事（2 通）

#### 6. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者について報告を行った。理事総数11中10名出席で、理事の過半数に達しており、定款第30条第1項に基づき理事会は成立していることを告げた。併せて、本日は齊藤、三輪監事及び厚生労働省医薬生活衛生局総務課医薬情報室から田宮室長が出席されている旨を報告した。なお、内山顧問は欠席である旨を報告した。

代表理事挨拶の後、田宮情報室長より、最近の薬務行政に関する取り組みに

ついて、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師に関する件など、国民の健康支援における薬局及び薬剤師の役割について説明があった。引き続き、三輪監事から昨年改正された薬剤師法第25条の2に規定された「薬学的知見に基づく指導」の意義について説明があった。

清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行なった後、吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進めた。

#### 《審議事項》

##### (1) 第1号議案 G05 一般社団法人イオン・ハピコム人材総合研修機構の認証更新申請に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事から説明を求めたところ、事前配布資料（G05 評価結果総括報告書、別添 1～4 及び別紙 1）に基づき、山田理事から次のとおり説明があった。

認証申請書は 10 名の認定制度委員に評価付託され、9 名が適で、1 名が不適であった。6 名の委員から実施母体に求められる非営利、中立性、公開性に問題があるとの指摘等があり、これに対する回答を求めた。申請者からの回答に対し、3 名の委員から制度の公開性に関してコメントがなされ、申請者から改善回答書が提出された。しかし、2 名の委員から回答内容の実効性に対する疑念が出された。

以上の説明及び資料を基に質疑応答がなされたが、申請者から提出のあった回答内容は不十分であり、下記の指摘事項に対し、G05 法人の理事会・認定制度委員会で検討した改善の具体的成果を示す資料の提出を求めた上で、再度薬剤師認定制度委員会及び理事会において審議することとし、本理事会における認証更新の承認は保留することとされた。

1. 「社員企業の委員は自社の薬剤師の認定には加わらない。」とする申し合わせ事項が認定制度委員会内規に明文化されている資料。なお、認定制度委員会委員として内部理事が構成メンバーとなっているが、これは内部委員であり好ましくないことから、改善結果を示す資料。

2. 損益計算書事業費の「採用教育費」に関して、改善回答書で次年度に変更するとしているが、変更された様式を確認する資料。なお、事業の非営利性に関して、G05 法人監事の意見。

3. G05 法人の生涯研修認定制度のプログラム等の公開性と外部受講者の研修会参加推進に関して、今後の具体的な方策とその実行状況を示す資料。

(2) 第2号議案 G16 一般社団法人日本女性薬剤師会の認証更新申請に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事から説明を求めた。事前配布資料（G16 評価結果総括報告書、別添 1～2 及び別紙 1）に基づき山田理事から説明があり、認証申請書は 10 名の認定制度委員に評価付託され、8 名が適で、1 名が保留(コメント回答により最終判定)であった。申請者からの回答に対し、認証更新の承認が得られた。

総合評価として、本生涯研修認定制度は認証基準に適合していることから、承認したいと報告された。

質疑応答の後、議長より本提案について諮ったところ、全員異議なく認証事業実施要綱第 4 条第 2 項の規程に基づき G16 の認証更新を承認することとされた。

(3) その他

議長より、参考資料として配布した年度毎研修事業報告書のまとめ、都道府県ホームページの「薬局機能情報提供制度」の認定薬剤師の情報内容に関して当認証機構と CAPEP から厚生労働省医薬・生活衛生局長へ提出した要望書及び認定証発給数の推移について簡単な説明がなされた。

## 7. その他

事務局長より、次回の第 4 回理事会は平成 28 年 3 月 11 日（金）このスマートホール会議室での開催を予定していることを告げた。また、本日午後 2 時より、本会議室で認定制度委員連絡会を開催することを告げた。

## 8. 閉会

以上の議事を終え、12 時 00 分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第 31 条第 2 項に基づき、出席した代表理事及び監事がこれに記名、押印する。

平成 27 年 12 月 18 日

代表理事      吉田 武美      印

監      事      三輪 亮寿      印

監      事      齊藤 勲、      印